

施行目前!!

～2018年改正著作権法関連規定の「逐語的」検討～ 柔軟な権利制限規定の“柔軟な”解釈

本年5月に著作権法の改正案が可決・成立してから半年余りが経過しました。改正著作権法の施行は、平成31年1月1日に迫っています。

SOFTICでは改正著作権法成立直後の本年6月25日、著作権法を所管する文化庁著作権課の担当官を講師にお迎えして「平成30年著作権法改正について」と題する「賛助会員セミナー」を開催し、好評をいただいたところです。

改正法施行を目前とした今回は、慶應義塾大学大学院法務研究科の奥邨弘司教授をお招きし、改正の目玉ともいえる「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定」について、条文ごとに、政府担当官の立場からは踏み込めない領域にまで「深掘り」していただくセミナーを開催することとしました。

「柔軟な管理制限規定」の内容をまだご存じない方はもちろんですが、ご存知の方にとっても、「著作権法に『柔軟な権利制限規定』が入ることは知っているけど、きちんと理解できているかどうか自信がない」、「『非享受目的利用』って、結局どういうことなの?」、「『柔軟な権利制限規定』は実際のところどこまで『柔軟』に解釈できるの?」などのモヤモヤとした思いが一気に解消する、かもしれません。

「柔軟な権利制限規定」を今後育てていくのは皆様です。そのためには「柔軟な権利制限規定」についての深い理解が必要となります。奥邨教授と一緒に考えてみませんか?

皆様のふるってのご参加をお待ちしております。

■開催日 平成30年12月17日(月)13時30分～16時30分 ※開場:13時10分

■場 所 日本消防会館 5階「大会議室」(東京都港区虎ノ門2-9-16)
電話 03-3503-1486 <http://www.nissho-jyohou.jp/nissho-hall/accesmap.html>

■主 催 一般財団法人ソフトウェア情報センター

■講 師 奥邨弘司・慶應義塾大学大学院法務研究科教授

■内 容

1. 改正に至る経緯
2. 30条の4の逐語的検討(非享受目的利用、情報解析、リバースエンジニアリングなど)
3. 47条の4の逐語的検討(改正前47条の4、5、8、9との比較など)
4. 47条の5の逐語的検討(公衆提供提示著作物、付随的利用、軽微利用、準備行為など)
5. 質疑応答

※会場、時間、内容等、変更される場合があります。

講師略歴：

京都大学法学部卒業後、電機メーカー法務部門勤務。ハーバード・ロースクール LL.M.課程修了、同ロースクール東アジア法研究所客員研究員、Attorney at Law（米国ニューヨーク州）資格取得。2004年、神奈川大学経営学部助教授に着任（2007年より准教授）。2013年より現職。文化審議会著作権分科会専門委員として法制・基本問題小委員会、国際小委員会、著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会に参加するなど、著作権法の制度設計にも深く関与している。


■定員 100名（定員になり次第締め切らせていただきます）

■料金 SOFTIC 賛助会員 5,400円（消費税込）

一 般 10,800円（消費税込）

■問合せ／申込先

一般財団法人ソフトウェア情報センター セミナー担当
〒105-0003 東京都港区西新橋 3-16-11 愛宕イーストビル 14F
電話 03-3437-3071 Fax 03-3437-3398
ウェブ URL <http://www.softic.or.jp>
電子メール seminar-18-01@softic.or.jp

 お申込み：以下にご記入の上メールまたはファックスにてお送り頂くか、必須事項（1-7）をメール本文に記載の上、送信して下さい。折り返し、請求書をお送りします。

--- TO: メール seminar-18-01@softic.or.jp ファックス 03-3437-3398 ---

[フリガナ] 1.会社名：	[フリガナ] 2.お名前：
[フリガナ] 3.部署名：	役職：
4.ご住所：〒 ー	5.E-Mail：
	6.TEL：
7.区分 ※ <input type="checkbox"/> にチェックを入れて下さい <input type="checkbox"/> SOFTIC 賛助会員（5,400円、税込） <input type="checkbox"/> 一 般（10,800円、税込）	
備考：セミナーへのご希望、テーマに関するご質問等ご自由にご記入ください	

※本申し込みにより取得した個人情報は、当財団主催のセミナー、シンポジウムのご案内以外の利用及び第三者への提供はいたしません